

尾鷲市建設工事発注基準

(令和8年6月1日適用)

(目的)

第1条 建設工事の発注基準は、土木工事業、建築工事業、舗装工事業、管工事業及び鋼構造物工事業について、尾鷲市建設工事入札参加資格者格付要領第9条に基づき、別表のとおり定めるものとする。

(特例)

第2条 次に該当する場合にあっては、別表の発注基準を踏まえつつ、それぞれに定めるところによることができるものとする。

2 当該発注区分の上位区分の業者を選定することができる場合は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧工事をするとき。
- (2) 橋梁工事等で特別の技術を必要とするとき。
- (3) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事について、現に当該大規模工事を履行中の上位業者を選定する必要があると認められるとき。
- (4) 格付対象業種のランクに該当する業者が1社のみするとき。
- (5) その他小規模修繕等上記に準ずる特別の事由があるとき。

3 別表によらないで業者を選定することができる場合は次のとおりとする。

- (1) 当該工事に高度な技術及び管理を必要とするとき。
- (2) 当該工事の内容が特許権又はこれに類する特別の権利を有するとき。
- (3) その他特に必要があると認められるとき。

(別表)

①土木工事

ランク	格付基準	設計金額
A	①総合点800点以上 ②年平均完成工事高1億円以上 ③1級技術者3名以上	600万円以上
B	①総合点600点以上 ②年平均完成工事高3,000万円以上 ③2級技術者2名以上	300万円以上 600万円未満
C	①総合点500点以上 ②年平均完成工事高500万円以上 ③2級技術者1名以上	130万円以上 400万円未満
D	上記以外のもの	130万円未満

②建築工事

ランク	格付基準	設計金額
A	①総合点720点以上 ②年平均完成工事高3,000万円以上 ③1級技術者1名以上及び2級技術者1名以上	500万円以上
B	①総合点560点以上 ②年平均完成工事高1,500万円以上 ③2級技術者1名以上	300万円以上 600万円未満
C	上記以外のもの	500万円未満

③管工事（水道工事除く）

ランク	格付基準	設計金額
A	①総合点550点以上 ②1級技術者1名以上	300万円以上
B	上記以外のもの	300万円未満

④舗装工事

ランク	格付基準	設計金額
A	①総合点700点以上 ②技術職員数3名以上	300万円以上
B	上記以外のもの	300万円未満

⑤鋼構造物工事

ランク	格付基準	設計金額
A	①総合点550点以上 ②技術職員数1名以上	300万円以上
B	上記以外のもの	300万円未満